

3健第13052号
令和4年1月28日

高齢福祉課長 様
子育て支援課長 様

新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局長

感染急増時における濃厚接触者の対応について（通知）

このことについて、県内の感染急増及びオミクロン株の特性（感染スピードが速いこと、軽症者割合が多いこと）を踏まえ、保健所は症状の重い方や重症化リスクの高い方に重点を置き、必要な医療を確実につなげる体制をとるため、濃厚接触者の対応を下記のとおりとしましたので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

つきましては、関係機関へ周知いただくとともに、本方針に基づく対応について御配慮くださいますようお願いいたします。

＜今後の濃厚接触者の対応＞（詳細は、別紙及び以下の URL を参照ください）

① 濃厚接触者の重点化

→ 保健所は、感染している可能性が高い同居家族や、医療機関・高齢者施設等の重症化リスクのある集団に重点的に対応する。

② 上記①以外（知人、勤務先、学校など）

→ 陽性者からの連絡等を受けた個人や職場の管理者が、濃厚接触者に該当するかどうかを確認し、速やかな自宅待機に移行する。
自宅待機期間中に症状が現れた場合は医療機関を受診する。

【期間】 令和4年1月28日（金）から当面の間

【地域】 県内全域

○ 福島県新型コロナウイルス感染症関連情報ポータルサイト

「新型コロナウイルスに感染した時の対応について（感染急増時）」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/increase.html>



（事務担当 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

感染症企画チーム 024-521-8583）

感染者急増時の対応について

対応方針

令和4年1月以降、主流となったオミクロン株により感染が急増していることから、その特性（感染スピードが速いこと、軽症者割合が多いこと）を踏まえ、保健所においては、症状の重い方や重症化リスクが高い方に重点をおき、必要な医療に確実につなげる体制を取ることとします。これにより濃厚接触者の対応は以下の通りとします。

- ①保健所では、濃厚接触者について、感染している可能性が高い同居家族や、医療機関・高齢者施設等の重症化リスクのある集団に重点的に対応することとします。
- ②上記①以外については、陽性者からの連絡等を受けた方が、濃厚接触者であると判断した場合、速やかな自宅待機に移行していただきます。

※オミクロン株の感染スピードは従来株に比べ非常に早く、従来の方法で保健所が調査して濃厚接触者を特定し、自宅待機を要請した時には、すでに症状が出ている状況があることから、濃厚接触の可能性のある方が、自ら行動することにより、速やかに濃厚接触を判断し、自宅待機につなげる必要があります。

【対象となる期間】 1月28日から当面の期間

【対象地域】 県内全域

感染者急増時の対応について

<経緯> 主流となったオミクロン株の感染が急増。オミクロン株の感染スピードは非常に早く、保健所が調査した時には、すでに症状が出ている状況も見られる。

<対応方針>

オミクロン株の特性（感染スピード、軽症者割合）を踏まえ、保健所では、**症状の重い方や重症化リスクが高い方等に重点**をおき、**適切な医療を確実に提供**できる体制とします。

<保健所の業務を重点化>

入院が優先される
方の対応

療養者
への対応

重症化リスクが
ある方への対応

これに伴い、濃厚接触者の対応は以下の通りとします。

- ①濃厚接触者について、感染している可能性の高い同居家族や、医療機関・高齢者施設等の重症化リスクのある集団に重点的に対応することとします。
- ②上記①以外については、陽性者から連絡を受けた**個人や職場の管理者が、濃厚接触者であると判断した場合、速やかな自宅待機（10日間）に移行**していただきます。
自宅待機期間中に**症状が現れた場合は、医療機関を受診**いただきます。

<対応の期間及び地域>

期間：令和4年1月28日から当面の期間

地域：県内全域

陽性となられた方へ

陽性者の増加に伴い、治療が必要な方を医療につなげることを最優先としています。


濃厚接触者に該当する知人等、所属先（勤務先、学校等）へ、陽性者御本人から連絡をお願いします。

陽性となられた方へお願いしたいこと

陽性者の増加に伴い、陽性者や症状がある方を治療につなげることを最優先としています。

濃厚接触者に該当する方、知人や所属する先（勤務先・学校等）には、陽性者御本人（保護者）から感染の可能性（濃厚接触者）である旨の連絡をお願いします。

1 知人



2 所属先（勤務先・学校等）



感染の可能性は？（濃厚接触者の確認方法）

陽性になられた方が接触した方について、以下の流れで、濃厚接触者に該当するかどうかを確認してください。

① 発症日等を確認

症状が出始めた日 ⇒ 月 日
無症状である場合は「検体を採取した日」

② 感染の可能性のある期間の確認

①の2日前 ⇒ 月 日

③ 接触の有無の確認

感染の可能性があった②の日以降に会いました？

④ 接触の状況

陽性者がマスクなし（正しい状態で着用していない場合※を含む）で、手が触れる距離（約1m以内）で15分以上接触した（会話等）。

※マスク着用とは、不織布マスク（または同程度以上の効果があるもの）を正しく着用している状態を指し、鼻出しマスク、顎マスクは不適切な状態となります。

いいえ

はい

感染の可能性は低いです

濃厚接触者に該当します


福島県

濃厚接触者の方へ

➤濃厚接触者とは

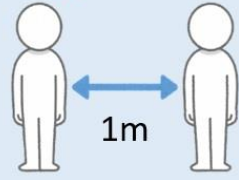
- 濃厚接触者とは、新型コロナウイルスに感染していることが確認された方（以下、感染者）と発症日2日前（無症状の場合は検査の2日前）から、近距離で接触、あるいは長時間接触し、感染の可能性が高くなっている方を指します。
- 濃厚接触かどうかを判断する上で重要な要素は、距離の近さと時間の長さです。必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1m程度以内）で15分以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます。

① 同居家族



② 陽性者がマスクなし（正しい状態で着用していない場合※を含む）で、手が触れる距離（1m以内）で15分以上接触した（会話・カラオケ等）

※マスク着用とは、不織布マスク（または同程度以上の効果があるもの）を正しく着用している状態を指し、鼻出しマスク、顎マスクは不適切な状態となります。



➤濃厚接触者となった場合

○感染者と接触があった日の次の日を1日目とし、10日間は外出の自粛（自宅待機）と健康観察をお願いします。

例：感染者との最終接触日が1月20日の場合 → 自宅待機終了日は1月30日

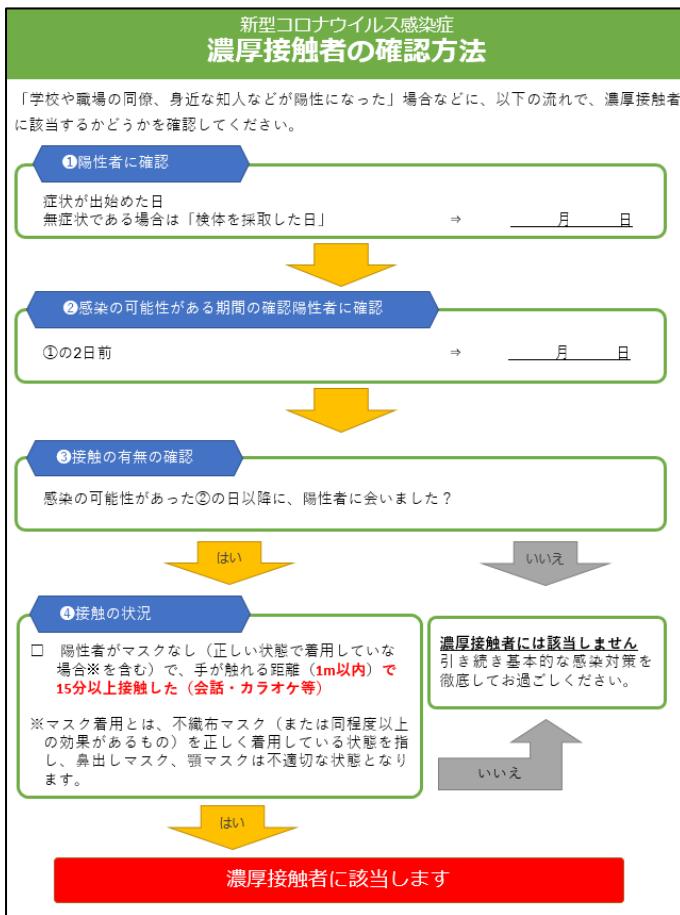
○不要不急の外出は控え、できる限り人との接触を避けてください。

○発熱、咳、のどの痛みなどの症状が少しでも出た場合には、かかりつけ医や診療検査医療機関にご相談ください。

福島県 診療検査医療機関 検索 🔍

○かかりつけ医がない場合や、相談先が分からない場合は、受診・相談センターにご相談ください。

【TEL：0120-567-747】



濃厚接触者の健康観察票

陽性者と最後に会った次の日から10日間は自宅待機をお願いします。

最後に会った日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
症状										

※日付を記入して自宅待機の期間を確認してください。
 ※期間中は、毎日体温を測定し、健康観察をお願いします。
 ※症状とは、咳、呼吸困難、鼻水、鼻づまり、喉の痛み、吐き気、嘔吐、頭痛、全身のだるさ、関節痛、下痢など
 ※社会機能を維持するために必要な職業に従事する方（いわゆるエッセンシャルワーカー）と認められる場合において、一定の条件のもと、事業者の判断により、待機期間の短縮（最長6日間）を可能とする制度があります。

自宅待機に際しては、以下の点に御留意願います

不要不急の外出は控えてください
（食料品や日用品を買うための外出は不要不急にはあたりませんが、外出の際はマスクをして、他の人とは必ずしも短時間で済ませましょう）

マスクをしよう
うちで過ごそう
換気をしよう

自宅待機中の同居家族との接触にご注意ください

- ・できる限り食事は一人で食べるようにしましょう
- ・手がよく触れるドアノブや照明スイッチ、トイレなどは1日1回以上、アルコールで拭き取りましょう
- ・タオルや食器の共用は避けましょう
- ・お風呂は最後に入るようにしましょう

○ 発熱、咳、のどの痛みなどの症状が少しでも出た場合には、かかりつけ医や診療検査医療機関にご相談ください。
 福島県 診療検査医療機関 検索 🔍

○ かかりつけ医がない場合や、相談先が分からない場合は、受診・相談センターにご相談ください。【TEL：0120-567-747】

事業者の方へ

▶従業員に陽性者が確認された場合に必要なこと

職場において次の対応をお願いします。

- 1 陽性が確認された従業員は、保健所が判断した療養先で療養していただきます。
期間の目安は、症状がなくなってから3日を過ぎていれば、発症日から10日間です。
- 2 濃厚接触者の把握
発症日の2日前から入院（または自宅等での療養）の開始までの患者の行動に基づき、濃厚接触者の把握をお願いします。濃厚接触者の対象範囲や健康観察期間の注意事項など詳しくは前述の「濃厚接触者の方へ」をご確認ください。
- 3 濃厚接触者の自宅待機、健康観察
濃厚接触者に該当すると判断された方は、陽性が確認された従業員と最後に接触した日から10日間、自宅で待機し、濃厚接触者自身による健康観察を行ってまいります。
- 4 施設の消毒
陽性が確認された従業員とその濃厚接触者が触れた可能性のある場所（テーブル、椅子、電話機、ドアノブ、スイッチ等）の消毒について、消毒薬（アルコール（70%）または次亜塩素酸ナトリウム（0.05%））を用いて実施してください。

▶医療従事者である濃厚接触者の取扱いについて

- 重症化リスクの高い方が利用している医療機関や高齢者施設等における濃厚接触者については、保健所において重点的に対応してまいります。
- 医療従事者である濃厚接触者については、一定の要件※を満たす場合、毎日の検査で陰性を確認することにより、自宅待機期間中であっても、医療に従事することが可能です。

※[厚生労働省事務連絡「医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」](#)

▶社会機能維持者（いわゆるエッセンシャルワーカー）の取扱いについて

濃厚接触者となった社会機能維持者の方については、当該者の業務への従事が事業の継続に必要であるなど、一定の要件を満たす場合に限り、待機期間の10日を待たず、待機を解除することができます（最短6日）。

詳しくは、以下をご覧ください。

なお、本取扱により待機を解除する場合は、保健所への報告は必要ありません。また、個別の従事者が「社会機能維持者」に該当するかどうかについては、保健所への相談は不要であり、各事業者においてご判断くださいますようお願いいたします。

社会機能維持のための 濃厚接触者の取扱いについて

令和4年1月28日
福島県

1 濃厚接触者の自宅待機期間について

■原則

○ 最終曝露日（陽性者との接触等）から10日間

令和4年1月19日付け国（厚生労働省）通知に基づき、新型コロナウイルス感染症に係るオミクロン株患者として取り扱われる陽性者の濃厚接触者の自宅待機期間（健康観察）は、最終曝露日（陽性者との接触等）から14日間としていたものが、10日間に短縮されました。

※10日間は最終曝露日の翌日を1日目として起算します。

■例外

○ 社会機能維持者（社会機能を維持するために必要な事業に従事する者）については、検査結果が陰性であった場合は、10日間を待たずに自宅待機を解除することができます（最短6日）。



2 社会機能を維持するために必要な事業

区 分	業 種
①医療関係	●病院・薬局、●医薬品・医療機器の輸入・製造・販売 ●献血を実施する採血業 ●入院者への食事提供等、患者の治療に必要な物資・サービスに関する製造業・サービス業 等
②生活支援関係	●介護老人福祉施設、●障がい者支援施設 ●施設入所者への食事提供等、入所者の生活に必要な物資・サービスに関する製造業・サービス業 等
③インフラ運営関係	●電力、●ガス、●石油・石油化学・LPガス ●上下水道、●通信・データセンター 等
④飲食料品供給関係	●農業・林業・漁業 ●飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
⑤生活必需物資供給関係	●家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販 等
⑥宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係	●百貨店・スーパー、●コンビニ、●ドラッグストア ●ホームセンター 等

2

2 社会機能を維持するために必要な事業

区 分	業 種
⑦家庭用品のメンテナンス関係	●配管工・電気技師 等
⑧生活必需サービス関係者	●ホテル・宿泊、●銭湯、●理美容、●ランドリー ●獣医 等
⑨ごみ処理関係	●廃棄物収集・運搬・処分 等
⑩冠婚葬祭業関係	●火葬の実施や遺体の死後処置 等
⑪メディア関係	●テレビ、●ラジオ、●新聞、●ネット関係 等
⑫個人向けサービス関係	●ネット配信、●遠隔教育、●ネット環境維持に関する設備・サービス、●自家用車等の整備 等
⑬金融サービス関係	●銀行、●信金・信組、●証券、●保険、●クレジットカードその他決済サービス 等
⑭流通・運送サービス関係	●鉄道、●バス・タクシー・トラック、●海運・港湾管理、●航空・空港管理、●郵便・倉庫 等

3

2 社会機能を維持するために必要な事業

区 分	業 種
⑮国防に必要な製造業・サービス業の維持関係	●航空機、●潜水艦 等
⑯企業活動・治安の維持に必要なサービス関係	●ビルメンテナンス、●セキュリティ関係 等
⑰安全安心に必要な社会基盤関係	●河川・道路等の公物管理、●公共工事、●廃棄物処理、●個別法に基づく危険物管理 等
⑱行政サービス等関係	●警察、●消防、●その他行政サービス
⑲育児サービス関係	●託児所 等
⑳その他	●医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉、半導体工場等） ●医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造している事業者等 ●医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者、学校等

4

3 自宅待機期間の短縮の要件・実施方法

- ① 社会機能維持者の業務への従事はその**事業の継続に必要な場合**に行うこと。
- ② 社会機能維持者が**無症状**であり、**検査により陰性**が確認されていること。
- ③ 検査は**事業者の費用負担**（自費検査）により行い、**核酸検出検査（PCR検査）又は抗原定量検査**を用いる場合は最終曝露日から**6日目**、**抗原定性検査キット**を用いる場合は**6日目と7日目**に行うこと。
- ④ 事業者は**検査結果を必ず確認**すること。**陽性**の場合は**医療機関の受診を促す**とともに、医療機関の**診断結果の報告**を求めること。
- ⑤ **待機解除後**、業務に従事する場合は感染対策を徹底すること。**10日目までは不要不急の外出はできる限り控え**、通勤時の**公共交通機関の利用をできるだけ避ける**こと。

5

4 要件・実施方法の詳細

① 事業の継続に必要な場合に行うこと。

社会機能維持者の所属する事業者において、社会機能維持者の業務への従事が事業の継続に必要な場合に行うことができます。



② 無症状であり、検査により陰性が確認されていること。

社会機能維持者が無症状であり、核酸検出検査（PCR検査）又は抗原定量検査（やむを得ない場合は抗原定性検査キット）で陰性が確認された場合に待機を解除することができます。

③ 検査は事業者の費用負担（自費検査）により行うこと。

検査は事業者の費用負担（自費検査）により行い、

- ・ **核酸検出検査**（PCR検査）又は**抗原定量検査**を用いる場合
→ 最終曝露日から**6日目**に行う。
- ・ **抗原定性検査キット**を用いる場合 → **6日目と7日目**に行う。

6

<抗原定性検査キットについて>

- ・ 抗原定性検査キットは、薬事承認されたものを必ず用いてください。
- ・ 検査キットを医薬品卸売販売業者から入手する際は、以下に示した確認書を卸売販売業者に提出してください。
- ・ 一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売販売業者について、厚生労働省のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
※研修については、厚生労働省のHPで公開される以下のWEB教材の関連部分を学習します。
 - ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・理解度確認テスト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。
また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いのないことを確認しました。

確認日：

令和年月日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇


7

4 要件・実施方法の詳細

④ 事業者は検査結果を必ず確認すること。

陽性が確認された場合には、**事業者は社会機能維持者に対し、医療機関の受診を促す**とともに、当該医療機関の診断結果の報告を求めること（陽性であった場合は、当該者を起点とした事業所内の濃厚接触者の把握等を実施してください）。※陽性が確認されたこと等の保健所への連絡は不要です。

医療機関の受診は、かかりつけ医又は診療検査医療機関にご相談ください。

福島県 診療検査医療機関 **検索** 

受診先が分からない場合は、**受診・相談センター**にご相談ください。

受診・相談センター：0120-567-747（24時間対応）

⑤ 自宅待機解除後も感染対策を徹底すること。

事業者は社会機能維持者に対し、10日目までは、社会機能維持業務への従事以外の**不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避ける**よう説明してください。



**不要不急の
外出は
控えてください**